

但馬空港の利活用検討会議開催要綱

(目的)

第1条 但馬空港の利活用方策の検討に当たり、学識者、地元関係者等の意見を聴取するため、「但馬空港の利活用検討会議」(以下、「検討会議」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 但馬空港を取り巻く環境の変化を踏まえ、但馬空港の利活用方策に関すること。

(運営)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる者をもって構成することとし、その構成員は別表のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 航空事業者
- (3) 空港運営事業者
- (4) 地元関係者

2 検討会議の開催に係る構成員の招集は、兵庫県県土整備部県土企画局空港政策課長(以下、「空港政策課長」という。)が行う。

3 構成員は、事故その他やむを得ない理由により検討会議に出席できないときは、あらかじめ空港政策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。ただし、第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

4 空港政策課長は、必要があると認めるときは、構成員以外のものに検討会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 検討会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。

3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 検討会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、構成員の協議により会議を公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

(議事録等)

第6条 検討会議は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した構成員及び代理人の氏名
- (3) 議事の内容と要旨
- (4) その他会議において必要と認める事項

2 議事録は、座長及び座長が指名する構成員1名が署名して確定する。

3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。

4 原則として議事録とともに、検討会議資料を公開する。

5 ただし、前項、前々項の規定に関わらず、構成員の協議により特に必要と認めるときは、この限りでない。

(謝金・旅費)

第7条 構成員(県又は市町の職員である構成員を除く。)、構成員の代理人(県又は市町の職員である構成員を除く。)及び第3条第4項に基づく構成員以外のものが検討会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

2 謝金の支給については、別に定める。

3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

但馬空港の利活用検討会議 構成員名簿

区分	氏名	所属等
(1)学識経験者	黒田 勝彦	(財)関空調査会 理事長(神戸大学名誉教授)
	岩見 宣治	東京空港冷暖房(株) 副社長(元 国交省大阪航空局長)
	上村 敏之	関西学院大学 経済学部 教授
	柏木 千春	流通科学大学 サービス産業学部 教授
	ひうら さとる	漫画家
(2)航空事業者	本田 俊介	日本航空(株) 国内路線事業本部 国内路線事業部長
(3)空港運営事業者	田中 稔	但馬空港ターミナル(株) 代表取締役社長
(4)地元関係者	宮垣 和生	豊岡商工会議所 会頭
	神田 武	但馬地域商工会振興協議会 会長
	西岡 安雄	但馬区長会連合会 会長
	中貝 宗治	豊岡市長
	中山 泰	京丹後市長

※敬称略・順不同